

明治十四年

縣廳

移轉

出訴答辯根拠書類

永年保存

文庫 子棚 保存

第七卷

庶務部

知事官房

大田村三ノ中二ノ

縣廳位置換ノ事并伺

明治九年縣廳移本州、移し為廳ヲ高崎置
付馬場、後標々仰山山、高崎、本州地
按證、レテ廳堂可設置、隙地モ一カ、
用エル建物モ無ク、尙の上、
日裁可ノ上、現今、地前標々、
供リ、廳堂設置、爾来、
現地ヲ根拠トシ、
現地ヲ根拠トシ、

群馬縣

と云、梅野スヘカラ、
白、ハ、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、